

『協働事業提案制度』 の見直しについて

平成29年11月29日(水)
平成29年度 第2回協働推進懇話会

もくじ

1. 制度の課題
2. 現行制度の概要
3. 新しい制度の概要(素案)
4. 想定される効果
5. 参考資料

1. 制度の課題

※ 市が考える課題

- ① 提案団体が固定化されつつあり、提案数も減少傾向である。
- ② 提案制度の事務局(市民活動推進課)と市民協働推進センターが同一のため、提案事業を検討している団体にアドバイスできる機関がない。(現行制度では、団体と担当課は事業決定後から協議を開始する。)
- ③ 市民提案について、市民からの正式な提案の段階で初めて担当課が決まり、審査を通過した後に担当課と協議を行うため、担当課の理解が得られにくい場合がある。
- ④ 現行制度では、単年度しか事業予算が担保されていないため、継続事業が生まれにくい。(特に市民提案)

1. 制度の課題

※ 市民の意見

(10月13日に開催した市民との「意見交換会」より抜粋)

- 団体が提案をする際に、担当課や協働推進センターなどのアドバイスがほしい。
- 審査から評価までを一つの事業として、団体がかける労力に見合った事業費が欲しい。

2. 現行制度の概要

※ 募集の形態

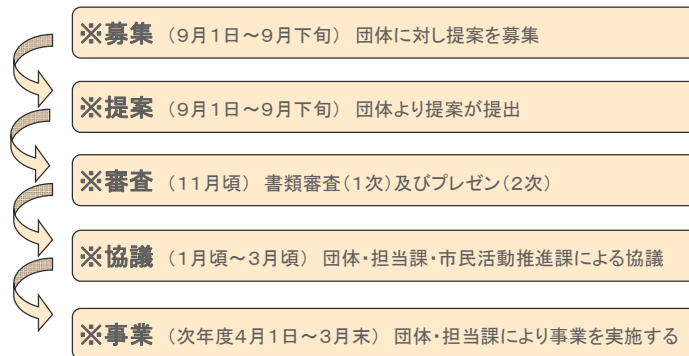
- 協働の形態について、現行制度では「**委託**」のみを募集している。

領域	市民の活動領域	市民活動と行政の協働			行政の活動領域
区分	A	B	C	D	E
内容	市民が市とは関係を持たずに自主的に活動を行うもの	市民が主体的に実施し、市が協力して事業を行うもの	市民と市がお互いの特性を活かして協力しながら事業を行うもの	市が主体的に実施し、市民が参加、協力して事業を行うもの	市の責任と主体性により市が独自に行うもの
事例	自主活動	事業協力補助、後援	実行委員会、共催協定、協働運営	協働型委託	処分条例の制定
	市民			行政	

2. 現行制度の概要

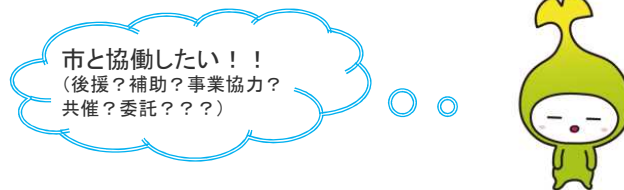
※ 制度の流れ

- 現行制度では、年1回「募集」を行い、団体からの「提案」を受け、「審査」を行っている。審査終了後に実施が決定した事業について、団体と担当課及び市民活動推進課において「協議」を行い、「事業」を実施する。



3. 新しい制度の概要案

- 新しい制度では、行政との協働事業を望む団体に対し、「全ての協働事業」について「随時」相談を受け付け、団体へのヒアリングにより、事業にとって望ましい協働の形態に分類し、協働事業としての成案化を目指す。
- * 現状でも市との協働事業については、随時相談を受け付けているが、協働に関する相談そのものを制度として「見える化」することにより、相談しやすい環境を整え、協働事業の活性化を図る。



3. 新しい制度の概要案

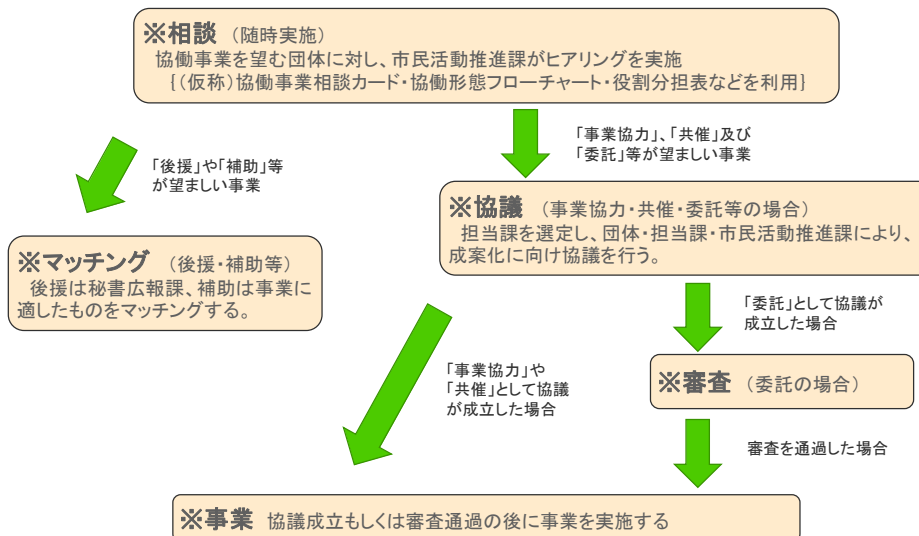
※ 募集の形態

- 協働の形態において、新しい制度では「全ての協働事業」に関する相談を受付ける。

領域	市民の活動領域	市民活動と行政の協働			行政の活動領域
区分	A	B	C	D	E
内容	市民が市とは関係を持たずに自主的に活動を行うもの	市民が主体的に実施し、市が協力して事業を行うもの	市民と市がお互いの特性を活かして協力しながら事業を行うもの	市が主体的に実施し、市民が参加、協力して事業を行うもの	市の責任と主体性により市が独自に行うもの
事例	自主活動	事業協力補助、後援	実行委員会、共催協定、協働運営	協働型委託	処分条例の制定
	市民			行政	

3. 新しい制度の概要案

※ 制度の流れ



4. 想定される効果

- 委託だけでなく、全ての協働の形態を対象とすることにより、様々な団体から幅広い提案が期待できる。(前述の課題①の解消)
- 募集期間を随時とすることで、提案(相談)数の増加が見込まれる。(課題①の解消)
- 団体と担当課の協議により事業を作り上げていくため、団体への直接のアドバイスが可能となる。あわせて、継続事業の増加も期待できる。(課題②・④の解消)
- 団体と行政の相談・協議により協働の形態を模索するため、適切な形態に事業を結びつけることができ、何らかの形で事業が成案化する可能性が高まる。

5. 参考資料

主体の関わり

領域	市民の活動領域		市民活動と行政の協働						行政の活動領域		
区分	A		B		C		D		E		
内容	市民が市とは関係を持たずに自主的に活動を行うもの		市民が主体的に実施し、市が協力して事業を行うもの		市民と市がお互いの特性を活かして協力しながら事業を行うもの		市が主体的に実施し、市民が参加、協力して事業を行うもの		市の責任と主体性により市が独自に行うもの		
事例	自主活動		事業協力補助、後援		実行委員会、共催協定、協働運営		協働型委託		処分条例の制定		
主体	市民	行政	市民	行政	市民	行政	市民	行政	市民	行政	
役割	企画	○		○		○	○	△	○		○
	運営	○		○		○	○	○	○		○
	資源	○		○	○	○	○	○	○		○
	成果の帰属	○		○		○	○	△	○		○